

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第4号

平成26年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年3月17日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成26年3月26日(水)午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○平成26年3月26日

○現在議員5名で次のとおり

1番	金	塚		学
2番	佐	藤	修	二
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹
5番	山	口	文	明

平成26年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成26年3月26日（水曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 開議の宣告
3. 諸般の報告
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案の上程
議案第1号
7. 提案理由の説明
議案第1号
8. 議案第1号、質疑、討論、採決
9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	山	口	文	明
副議長	佐	藤	修	二
1番	金	塚		学
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蕨		和	雄
副管理者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤		實
主幹	関	口	喜	好
総務課長	門	山	孝	雄
会計管理者	入	江		勲

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	渡	辺	尚	明
酒井町 経済建設 担当参事	鈴	木	正	義
佐倉市 環境部廃棄物 対策課長	富	永	文	敏

○議会事務局出席職員氏名

總務課
長補佐
(庶務係長)

坂 上 雅 敏

○連絡員

總務課
人事給
與人係長

櫻 井 江 里 佳

總務課
主任主事

秋 葉 瞳

◎開会の宣告

(午後 1時35分)

○議長(山口文明) ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成26年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期臨時会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

◎開議の宣告

(午後 1時35分)

○議長(山口文明) 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(山口文明) 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山口文明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、小須田稔議員、岡村芳樹議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(山口文明) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（山口文明） 日程第3、議案の上程を行います。

なお、ご発言は着席のままをお願いいたします。

◎議案第1号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第1号について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会3月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただいまから本日提案をいたしました議案1件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、千葉県人事委員会勧告にならない55歳を超える一般職職員の定期昇給を原則停止とし、当分の間、1号給の昇給ができるようにしようとするものであります。

また、年金の支給開始年齢引き上げに伴い、55歳を超える一般職職員に適用している給与減額措置から再任用職員を除外いたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第1号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月26日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。条例の改正内容をご説明いたします。平成24年千葉県

人事委員会において、50歳台後半層の平均給与は低下してきているものの民間との給与差が一定程度みられることから、55歳を超える職員は国に準じて標準の勤務成績では昇給しないこととし、当分の間の措置として標準の勤務成績の場合では1号給の昇給ができることとする勧告がなされました。

構成市である佐倉市においても、千葉県人事委員会勧告にならい55歳を超える職員については原則昇給を停止とし、当分の措置として1号給の昇給を認める改正となっております。

また、年金支給開始年齢引き上げに伴い千葉県や県内他市町村の取扱いにあわせ、55歳を超える一般職職員に適用している給与の減額措置から再任用職員を除外することとしております。

これらの条例は、佐倉市議会2月定例会にて可決されております。当清掃組合の給与条例は佐倉市に準じていることから、同様の改正をいたそうとするものでございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口文明） これより議案第1号に対する質疑を行います。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（山口文明） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山口文明） 以上をもちまして平成26年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 1時43分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 小 須 田 稔

署名議員 岡 村 芳 樹